

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳の障害等級認定（新規）に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項に基づき令和4年10月20日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）交付処分のうち、請求人の肢体不自由の障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害者障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の取消しを求めている。

本件診断書には左のみ詳細に記載されているが、実際には右側にも感覚運動障害がある。

本件診断書のチェック項目で、寝返りをする、イスに腰掛ける、ズボンをはいて脱ぐ及び排泄の後始末をするにいずれも○とある。

しかし、寝返りは複雑に足を動かしながら時間を要し、イスへの腰掛けは掴まらなくてはできず、沈み込むイスには腰掛けられない。長時間イスに腰掛けることもできず、ズボンはジャージ等の柔らかい素材でないと履けない上、着脱時の立ち上がりが困難なため時間がかかる。排泄の後始末は、膀胱直腸障害があるため時間がかかる。

歩行は屋内のみで2～3m、階段は上り下りできない。掴まって5分程度の起立位を保つのがやっとである。

浴槽に入ることや床にしゃがむこともできない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 2月 1日	諮問
令和6年 6月 11日	審議（第89回第3部会）
令和6年 7月 17日	審議（第90回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、同条1項の申請に基づいて審査した結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないとしている。

そして、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

- (2) 東京都においては、上記(1)に基づき、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則

第215号)及び同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」(平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。)を定めている。そして、認定基準8条は、身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、「障害程度等級表解説」(以下「等級表解説」という。)のとおりとする旨を規定しており、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

- (3) 法15条1項の規定による手帳の交付の申請の際に提出する書類として、同項及び法施行規則2条1項1号が医師の診断書を掲げていることから、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、同診断書に記載された内容に基づいて判断すべきものと解される。

2 本件処分についての検討

本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下検討する。

(1) 請求人の機能障害

本件診断書の「障害名」には「両下肢機能障害」(別紙1・I・1)、「原因となった疾病・外傷名」には「骨盤輪骨折(馬尾損傷・左L5神経根損傷合併) L3椎体骨折・右脛骨近位端粉碎骨折・右脛骨遠位端開放粉碎開放骨折・右踵骨開放骨折」(同・2)とあり、「総合所見」には「両下肢の機能障害により、独歩不可能であり、室内の補助的歩行は可能である。以上から、2級相当。」とある。

しかしながら、本件診断書の参考図示では左下肢の運動障害、腰部から左下肢の感覚障害がそれぞれ認められる。また、本件医師は処分庁の照会に対し、「両下肢に外傷があり、両下肢の機能障害を適用しましたが、『両側ほぼ同程度の障害があることを前提として』の記さいを見落としていました。ご提案のとおり下肢4級が相当と考えます。」と回答し、左下肢機能の著しい障害(4級)に同意する旨回答したことが確認できる。

さらに、本件診断書には、次のとおり記載されている。

- ・「参考となる経過・現症」には「(略)術後、左下肢の完全麻痺と膀胱直腸障害が残存。リハビリ継続目的で5月28日転院し9月23日まで入院。骨折部癒合良好であるが左下肢の力の入りづ

らさ、しびれ、疼痛あり。経過観察継続中。」とある。

- ・「神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見」では、末梢神経を起因部位とした感覚障害（感覚脱失）、運動障害（弛緩性麻痺）に○があり、参考図示において、腰部の背面から左下肢に感覚障害、左下肢に運動障害がみられる。
- ・関節可動域（ROM）は左右とも著しい制限は見られないが、筋力テスト（MMT）の評価では、左下肢は×（筋力が消失又は著減）～○（筋力正常又はやや減）とあるものの、右下肢の記載は全て○（筋力正常又はやや減）とある。

以上のことから、本件障害は、左下肢機能の障害として認定することが相当である。

(2) 下肢の障害等級

等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、下肢の機能障害に係る部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	肢 体 不 自 由	
	下肢	
2 級	1	両下肢の機能の著しい障害
3 級	3	一下肢の機能を全廃したもの
4 級	4	一下肢の機能の著しい障害
	5	一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの
5 級	1	一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害

そして、等級表解説は、肢体不自由の障害等級を認定するための基準について、おおむね別紙2のとおり規定している。ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている。

(3) 本件障害の程度について

(1)で検討したとおり、本件障害は左下肢機能障害として認定すべきところ、本件診断書によれば、「参考図示」として、腰部の背面から左下肢に感覚障害、左下肢に運動障害があるとされ、「歩行能力及び

起立位の状況」として、（補装具なしで）ベッド周辺以上歩行不能及び起立位保持（補装具なしで）10分以上困難と診断されている。

また、請求人の動作・活動の評価では、「座る（正座、あぐら、横座り）」、「背もたれ、支え使用」」、「二階まで階段を上って下りる」、「屋外を移動する（車いす使用）」、「公共の乗物を利用する」は×（全介助又は不能）、「座る（足を投げ出して）」、「背もたれ、支え使用」、「座位又は臥位より立ち上がる（手すり、壁、松葉づえ使用）」、「家の中の移動（壁、つえ使用）」が△（半介助）とあり、「寝返りをする」、「いすに腰掛ける」が○（自立）となっている。左下肢の筋力テストの評価は、屈曲が△（半介助）、左膝関節の伸展側から屈曲側までの関節可動域は140度、左足関節の背屈から底屈までの関節可動域は60度、筋力テストでは左膝関節の伸展は○（筋力正常又はやや減）、屈曲は△（筋力半減）、左足関節は背屈・底屈ともに×（筋力が消失又は著減）となっており、その他の部位には記載がないことから、筋力は一定程度残存しているといえることができる。

等級表解説第3・2・(2)・イによれば、全廃とは、下肢の運動性と支持性をほとんど失ったものをいうとされているところ、その具体例として、下肢全体の筋力の低下のため患肢で立位を保持できないもの、又は、大腿骨又は脛骨の骨幹部偽関節のため患肢で立位を保持できないものをいうとされている。また、著しい障害とは、その具体例として、歩く、平衡をとる、登る、立っている、身体を廻す、うずくまる、膝をつく、坐る等の下肢の機能の著しい障害をいうとされている。

これに対し、本件診断書の診断内容からすると、請求人の左下肢には一定程度の運動性と支持性が保たれているから、全廃しているとは認められない。

したがって、本件障害の程度は、「左下肢の機能の著しい障害」として、障害等級4級に該当すると判断するのが相当である。

- (4) 以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、「骨折による下肢機能障害【左下肢機能の著しい障害】（4級）、総合等級4級」として、障害等級4級と認定するのが相当であるから、本件処分は違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり主張する。

しかし、上記1・(3)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された医師の診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、請求人の障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級4級と認定することが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張は採用することができない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

山田攝子、青木淳一、澄川洋子

別紙1及び別紙2 (略)